

別表（第60条第1項第7号関係）

① 透水性舗装における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
アスファルト 舗装	表 層	t = 4 cm (開粒度)	t = 5 cm (開粒度)	特殊部における舗装構成を参照	1 透水性舗装用加熱アスファルト混合物舗装を原則とする。 2 路盤面のプライムコートは施工しない。
	路 盤	t = 10cm (C - 40) (R C - 40)	t = 20cm (C - 40) (R C - 40)		
	フィルター層	t = 10cm (砂層)	t = 10cm (砂層)		

② 特殊部における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
アスファルト 舗装	表 層	t = 3 cm (密粒度) (再生密粒度)	t = 5 cm (密粒度) (再生密粒度)	t = 5 cm (密粒度) (再生密粒度)	
	基 層	—	—	t = 5 cm (粗粒度) (再生粗粒度)	
	路 盤	t = 10cm (C - 40) (R C - 40)	t = 20cm (C - 40) (R C - 40)	t = 30cm (C - 40) (R C - 40)	
コンクリート 舗装	コンクリート 舗装版	t = 7 cm ($\sigma_{ck} = 18\text{N/m}^2$)	t = 10cm ($\sigma_{ck} = 18\text{N/m}^2$)	t = 15cm ($\sigma_{ck} = 18\text{N/m}^2$)	
	路 盤	t = 10cm (C - 40) (R C - 40)	t = 20cm (C - 40) (R C - 40)	t = 30cm (C - 40) (R C - 40)	

※注1 アスファルト舗装における表層の材料は、維持管理上必要と認める場合、細粒度（再生細粒度）とすることができる。

※注2 アスファルト舗装を原則とする。

③ 平板ブロック舗装における舗装構成

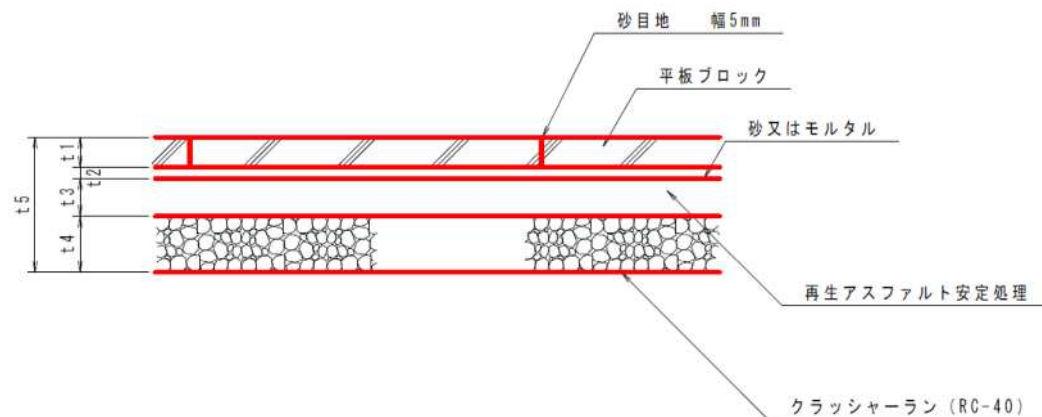
		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
平板ブロック舗装	平板ブロック	t = 6 cm 平板ブロック	t = 8 cm 平板ブロック	t = 8 cm 平板ブロック	1 砂目地の幅は 5 mm で施工する。 2 地域特性により砂をモルタルに変えることができる。 3 路盤材は再生材を原則とする。
		t = 3 cm 砂又はモルタル	t = 3 cm 砂又はモルタル	t = 3 cm モルタル	
	路盤	t = 10 cm RC-40 (再生クラッシャー)	t = 15 cm RC-40 (再生クラッシャー)	t = 10 cm 再生アスファルト安定処理	
				t = 15 cm RC-40 (再生クラッシャー)	

④ インターロッキングブロック舗装における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
インターロッキングブロック舗装	インターロッキングブロック	t = 6 cm インターロッキングブロック	t = 8 cm インターロッキングブロック	t = 8 cm インターロッキングブロック	1 砂目地の幅は 3 ～ 4 mm。 2 地域特性により砂をモルタルに変えることができる。 3 路盤材は再生材を原則とする。
		t = 3 cm 砂又はモルタル	t = 2 cm 砂又はモルタル	t = 2 cm モルタル	
	路盤	t = 10 cm RC-40 (再生クラッシャー)	t = 15 cm RC-40 (再生クラッシャー)	t = 10 cm 再生アスファルト安定処理	
				t = 15 cm RC-40 (再生クラッシャー)	

<別図 9>

- ③ 平板ブロックの舗装構成
次のとおりとする。



記 号	寸法表 (mm)				
	t1	t2	t3	t4	t5
HB1-T60-①	60	30	-	100	190
HB1-T60-②	60	30	-	100	190
HB1-T80-③	80	30	-	150	260
HB1-T80-④	80	30	100	150	360

<適用条件>

使用場所は以下のとおりとする。

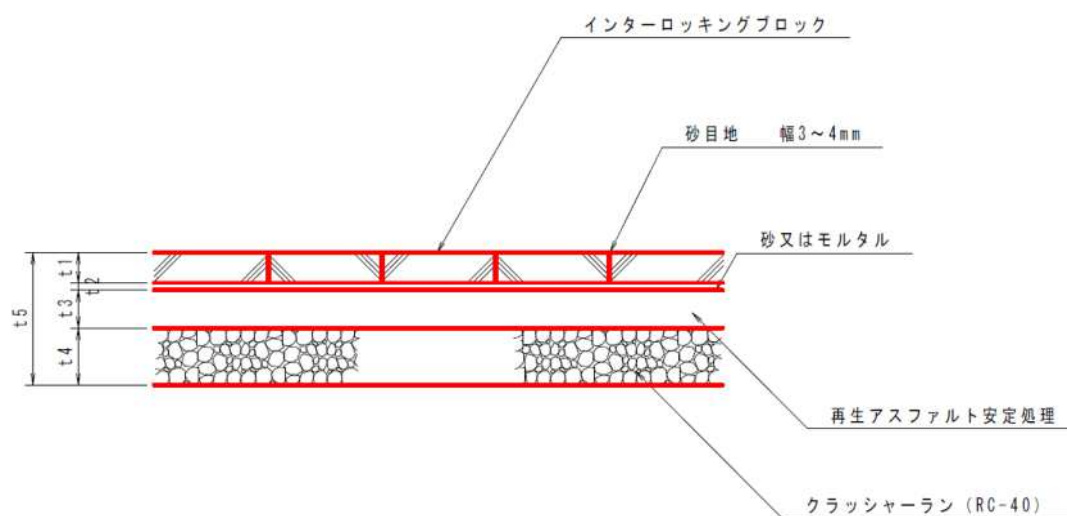
- ① 標準部
- ② 標準部から切下げ部への摺り付け区間
- ③ 切下げ部（普通車）
- ④ 切下げ部（大型車）

<注意事項>

- (1) ブロック下は原則として砂を用いるが、切下げ部（大型車）についてはモルタルとする。
- (2) 地域特性により砂をモルタルに変えることが出来る。
- (3) 路盤材料は再生材の使用を原則とする。

<別図10>

- ④ インターロッキングブロックの舗装構成
次のとおりとする。



記 号	寸 法 表 (mm)				
	t1	t2	t3	t4	t5
ILB-T60-①	60	30	-	100	190
ILB-T60-②	60	30	-	100	190
ILB-T80-③	80	20	-	150	250
ILB-T80-④	80	20	100	150	350

<適用条件>

使用場所は以下のとおりとする。

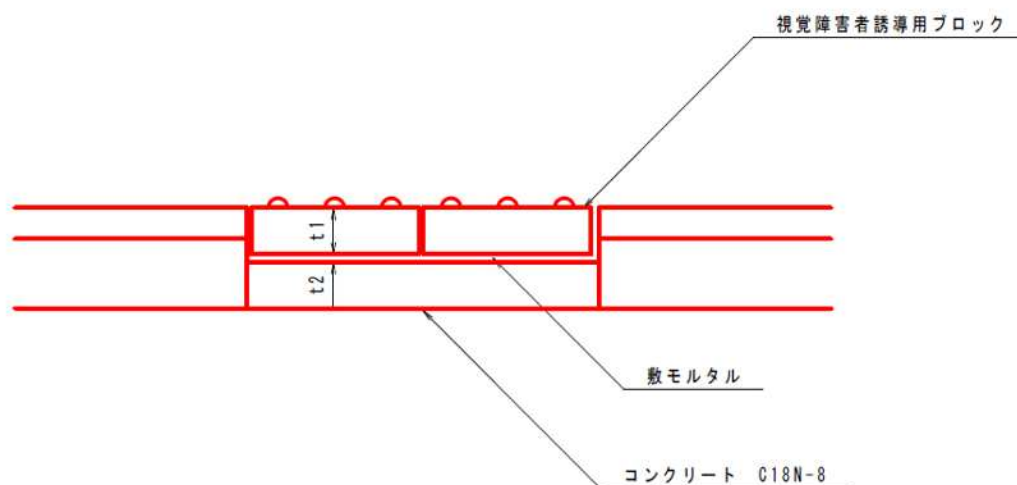
- ① 標準部
- ② 標準部から切下げ部への摺り付け区間
- ③ 切下げ部（普通車）
- ④ 切下げ部（大型車）

<注意事項>

- (1) ブロック下は原則として砂を用いるが、切下げ部（大型車）についてはモルタルとする。
- (2) 地域特性により砂をモルタルに変えることが出来る。
- (3) 路盤材料は再生材の使用を原則とする。

<別図11>

- ⑤ 視覚障害者誘導用ブロックの舗装構成
次のとおりとする。



記 号	寸法表 (mm)	
	t1	t2
HB2-T60	60	10

※所管土木事務所長と協議のうえ、視覚障害者誘導用ブロックを視覚障害者誘導用点字樹脂プレート（一体成型接着工法）に替えることができる。